

令和6年度 第1回大阪府文化財保護審議会 議事要旨

日 時：令和6年11月20日（水曜日）午後2時～5時

場 所：日本万国博覧会記念公園事務所 4階会議室（ウェブ会議システムを併用）

出席者：会 場 岩崎会長、根立委員、末兼委員、橘委員、大場委員、

玉田委員、澤井委員、菱田委員

オンライン 門脇委員、浦崎会長代理

以上10名

事務局（文化財保護課長、課員）

<開 会>

事務局から本審議会への出席委員が12名であり、大阪府文化財保護審議会条例の定める定足数である、委員16名の半数を満たしたことを報告。

<議 題>

(1)会長の選出について

委員互選により岩崎委員を会長、会長の指名により浦崎委員を会長代理とした。

(2)大阪府指定文化財の指定について(諮問)

○有形文化財（建造物）^{すみよしだいしや}住吉大社 ^{せつしや し が しやほんでん}摂社志賀社本殿 ^{ほか}他<新指定案件>

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：住吉大社は、国宝・重要文化財に指定されている本宮や大海神社の他、境内のほとんどの建物が国登録有形文化財である。今回その中から3件を府指定とする提案であると理解。国登録された際に文化庁より文化財としての一定の評価がされているため、この場で指定の是非を問う必要はあまりないと思う。一方、住吉大社境内に国登録文化財が30件以上ある中で、今後これらを府指定等に引き上げていく必要があると認識する。どのような考え方で指定等を順次進めていくのか、方針を整理し、継続的に指定を増やすことを続けるべきと考える。指定について異議は無し。

国の登録文化財に登録されている事は、注ではなく本文に出すべき。

岩崎会長：国の登録文化財であることの本文中に明記することと、多くの登録文化財がある中での今後の指定の方針についてどう整理するかという点について指摘と提言がされたと認識する。

根立委員：「住吉大社境内には本殿の他…（中略）社殿が13件ある」とあるが、「件」と「棟」とは違う意味か。

事務局：使い分けていない。「棟」を使った方が正しいと思われるので、修正をする。

○有形文化財（彫刻）^{たいせいしょうぐんじ}大聖勝軍寺 ^{もくぞうしょうとくたいしおよびおうじぞう}木造聖徳太子及二王子像＜新指定案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

根立委員：削除した箇所の理由を教えてください。

事務局：1120年の作の広隆寺の上宮王院像が立像であることを確認しておらず、既に立像の先例があったため削除した。

根立委員：広隆寺の上宮王院像も孝養像か。

事務局：孝養像の先駆的な例としても指摘されている。肩に柄香炉を持っていることと、現状は孝養像ではないが、かつて美豆羅があり、孝養像に近かったのではないかと考えられる。

根立委員：最古の例かは厳密にいうと不明だが、「きわめて古い例である」ぐらいは、言っていると思う。立像形式の孝養像の例としては、きわめて古い例であるそこに一つの価値があるということで、削除するのはどうかと思います。一部保存状態が悪い部分もあるが、二王子がついている聖徳太子の古い例であり、さらに孝養像の先例的な作例であるということであって、そういう点から大阪府の指定に値するものだと思う。

事務局：承知した。

○記念物（史跡）^{きしわだはんしゅおかべけぼしよ}岸和田藩主岡部家墓所＜新指定案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

橘委員：調書には墓所が泉光寺に隣接しとあるが、墓所の所有者が個人とのことだが、寺の所有ではなく個人所有で間違いないか。また5代の墓所を泉光寺に移築とあるが、実際は個人所有の土地に移築したということか。

墓所への入り口からお墓までの通路を指定範囲といているが、現在どのような形で保護されているのかわからなかった。

岩崎会長：史跡は面として指定するものだが、指定範囲の決定方法についての説明がなかったと思います。

事務局：「墓所内に移築」という表現に変更する。

墓所の入り口に門があり、年代的はわからないがお墓に付随するものとして範囲に含めた。いびつな形になっている範囲は塀で囲まれている痕跡に基づいて、指定範囲を決定する根拠とした。

岩崎会長：土塀推定ラインを図5に示しているが、その境界線がもう少し南の方までつながっているということか。

事務局：土塀が一部残存しており、土塀推定ラインと繋がっているのを、そこを史跡範囲の端とした。

岩崎会長：土塀の現状ラインと痕跡部分が重なっている部分を、指定範囲としたことは分かったが、門から墓所まで範囲を何に基づいて決めたのか書き加えてほしい。

事務局：承知した。

菱田委員：史跡は範囲が非常に重要で、他府県などでも同様だが今見えていないものが埋まっている可能性もある。門も今は新しいが発掘すれば旧の門が遺構としては見つかる可能性があり、本来それを保護するために史跡にするのが記念物・史跡の指定となるので、ご指摘の通り地面についての説明が非常に重要になると思う。あとは、家臣団の墓地も含めて指定できるのが望ましいが、同意を取るとするのは難しいということで、生きている墓地を指定することの難しさと思っているが、これは将来的に追加指定を考えなければいけない宿題ではないかと思っている。江戸初期から幕末までの13代の内の11名のお墓がそろっていることは大名墓地としては稀有な事例であり、指定に十分値するのではないかと思っている。ご指摘があった地面の情報で何を保護するのかということについては答申に向けて調整いただく必要があると思う

根立委員：史跡って土地指定ですよ。所有者の項目を書く必要があるか。

事務局：先例に基づいて記載している。指定後は、地面に対して制限を加えることになるので記載した方がいいと思った次第。

根立委員：所有者に同意を得るのは構わないが、調書に所有者という項目を出さなくてもいいのでは。

事務局：答申までに確認する。

(2)大阪府登録文化財の登録について(諮問)

○有形文化財（建造物）^{すみよし}住吉^{ながや}の長屋<新登録案件>

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：大阪府の登録文化財第1号として、ふさわしいと考える。最も著名な建築家の一人である安藤多忠雄氏を世界的に有名にした、大変革新的な住宅である。安藤忠雄氏を評価する、先ずもっての作品であろう。打ちばなしコンクリートの工法を持ち、戦後建築デザインの潮流の起点となるような作品である。建築年代も極めて50年に近く、文化財的な年限も十分満たした建築と考える。将来的に

は、重要文化財にもなり得る建造物であり、府の登録にすることの意義は大きいと考える。

時代性と作家性という2点による文化財的評価は、現代建築作家の作品を文化財としてどう評価するかという評価軸を明示しているものであり、そのような点でも意味があると捉える。

玉田委員：住吉の長屋は、大阪で活躍する安藤忠雄の作品であるとともに大阪の町家の形式を現代的に捉えなおしたという点が、非常に大きな意味を持っていると思われる。この建物形式は、真ん中に中庭をとる、コートハウスという形式であるが、1960年、70年代に建てられたこの形式の住宅作品は取り壊されているものもある。このような住宅を残すということが難しくなっている中で、所有者が丁寧に且つ大きな改変をせず維持し、安藤忠雄事務所と連絡を取りながらメンテナンスを続けており、保存状態も大変良い。以上により登録にふさわしい。現在文化庁では、近現代建築緊急重点調査によって20世紀後半の戦後建築の保存を課題として捉えている段階。作家性と時代性という評価軸は、この調査に用いている評価基準に準じており、今後国登録などの文化財として移行される予定かと思うが、文化庁の評価もスムーズになると考える。

根立委員：員数の標記は1棟が適当ではないか。

事務局：指摘の通り修正する。

○有形文化財（建造物）狭山池旧取水塔＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：調書に記載の旧取水塔の類例について、建築年代のみならず構造形式等も比較項目すべき。

玉田委員：取水塔内部のハンドルの写真は、最近撮影したものか。ハンドルが残置されていれば、下部構造についても残置されているのか。

事務局：解体・移築時の写真である。足場を組んで解体している記録写真であり、移築当時を知る者の証言によると、ハンドルも下部構造も残置した状態で移築された。

玉田委員：近代化遺産として見ると、内部装置がどのような仕組みなのかを後で検証できるような形で残っていることが重要。中を見る方法はないのか。

事務局：ドローンでの確認などを試みているが、難しい状況。

玉田委員：可能であれば、今後内部の確認を検討すべき。

事務局：指摘の通り調書を修正し、可能な範囲で内部確認を実施予定。

○有形文化財（考古資料）狭山池北堤堤体・狭山池木製梓工＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

菱田委員：切り取って保存しているものなので指定にはそぐわないが、資料的な価値の高さをお話していただいたと思う。これを後世に伝えていくということが重要で登録にふさわしいと思う。

岩崎会長：考古の剥ぎ取り資料などはやはり指定にはならないものか。

菱田委員：切り取って移築したものを指定している事例は、市指定であればかなり多い。今後は府指定でどこまでやっていくかの検討の余地もある。本件は指定にはそぐわないとお話したが、資料的な価値の高さという観点から将来指定になることは十分にあるのとは思う。ただ、遺跡の保存等ではぎ取ったものを指定してしまうと、現地で保存しなくていいという事例が増えることが問題になりかねないので、指定に踏み切るには慎重な判断が必要。本件のような例であれば、将来指定についても考えてもいいかと思う。

根立委員：考古資料として挙げているが、史跡の方が正しいのではないか。

事務局：史跡は、基本的に不動産が対象。本件は移動した資料であるため、考古資料に分類した。

岩崎会長：単位（員数）の確認が必要。

事務局：検討する。

○有形文化財（歴史資料）日本万国博覧会関係資料＜新登録案件＞

（事務局より調書に基づき説明）

浦崎委員：目録は、公開されていて、請求すると閲覧可能な状態になっているのか。

事務局：目録はネット公開や図書館配架はしていないが、万博記念公園で管理しており、資料閲覧の申請があれば、Excel管理されている目録の中から資料を探し、閲覧できる方法をとっている。

浦崎委員：様々な分野での歴史研究において価値を有することなので、ぜひ活用される良いと感じた。

事務局：横井委員から来年の万博開催を控え、公文書保全の意義を周知する意義がある。とコメントをいただいた。

岩崎会長：残すことを最初から意識して、膨大な公文書を保存されていることはすごいことだと思うので、府として責任をもって検証していく大変重要な事柄だと思う。